

☆～養育費をもらいましょう～☆

養育費は、子どもの権利です。

養育費は、子どもの生活を守り育てるため必要な日々の費用です。子どもが自立するまで親が負担するものです。親が別れて暮らす子どもと「最後の一切れのパンも分け合う」という強いもので、自己破産した場合でもその負担義務はなくなりません。

養育費相談支援センター

相談窓口 : 平日 10:00～20:00

土曜日・祝日 10:00～18:00

・0120-965-419 (携帯電話とPHSは使えませんので下記の番号におかけください)

・03-3980-4108 (ご希望により、センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています)

メール info@youikuhi.or.jp

ファックス 03-6411-0854

☆～面会交流をしましょう～☆

面会交流は子どものすこやかな成長のためにとっても大切なことです。子どもにとって望ましい面会交流を行うためには、父母双方の協力が欠かせません。夫と妻という関係から子どもの父や母という立場に気持ちを切り替え、子どもの親同士というパートナーとして協力しましょう。

平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取り決めをすることは子の利益を最も最優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。

民法(明治29年法律第89号)※平成23年の一部改正後のもの

(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護すべき者、父又は母と子の面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も最優先して考慮しなければならない。2～4(略)

。、*:.°☆。、*:.★。、*:.°☆。、*:.°。、*:.・

尼崎市役所 こども家庭支援課
(母子福祉担当)

06-6489-6349